三条市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和８年５月２９日　午前９時３０分

場　　所　　三条市役所三条庁舎　２階　大会議室

会議に付した議題

議第１号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

議第２号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議第４号　耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について

議第５号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議第６号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

報告事項　報第１号　第１調査部会の調査結果報告について

報第２号　農用地利用集積計画等の解約通知について

報第３号　農地法適用外事実確認証明について

報第４号　農地潰廃通報について

報第５号　農地法第３条の３の届出について

農業委員出席委員　　１８名

１番	坂井浩行	委員	２番	早川直子	委員
３番	山屋和徳	委員	４番	桒原一郎	委員
５番	小池秀一	委員	６番	志田洋一	委員
７番	笹岡大介	委員	８番	瀬高栄津子	委員
９番	山倉　広	委員	１０番	佐藤直人	委員
１１番	小師栄一	委員	１３番	井上利弥	委員
１４番	五十嵐弘作	委員	１５番	吉田　昇	委員
１６番	鈴木範男	委員	１７番	熊倉　睦	委員
１８番	田邉健一	委員	１９番	淡路五樹	委員

農業委員欠席委員　　１名

１２番　飛岡雅史　委員

推進委員出席委員　　１８名

青木誠一	委員	岡﨑耕一郎	委員
川上利男	委員	北澤正之	委員

小　出　和　哉　委員	小　林　克　洋　委員
駒　形　　　徹　委員	佐々木　一　光　委員
髙　山　弘　則　委員	中　澤　伸一郎　委員
新飯田　雅　樹　委員	平　松　広　之　委員
堀　江　義　栄　委員	丸　山　由　夫　委員
山　嵜　哲　矢　委員	山　谷　秀　昭　委員
若　林　昌　広　委員	渡　辺　秀　人　委員

推進委員欠席委員　　　なし

職務のため出席した事務局職員

事　務　局　長	山　井　　　修
経営基盤係長	上　林　裕　則
経営基盤係主任	佐　藤　信　幸

午前９時２０分　開会及び開議

（午前９時２５分　三條新聞社傍聴）

議長（桒原会長）

これより総会を開会します。

（挨拶　略）

最初に、出席状況を報告します。農業委員、在任委員19名、出席18名、欠席１名、推進委員、在任委員18名、出席18名、欠席０で、過半数以上ですので、会議規則第10条第１項の規定に基づき、会議は成立いたしました。

次に、議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第17条第３項の規定に基づき、議長から委員２名を指名いたします。

９番、山倉広委員、11番、小師栄一委員からお願いいたします。

次に、議事参与の制限について、議第１号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条第１項の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします。議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第１号から議第６号及び報第１号から報第５号までの以上11件を一括上程いたします。

最初に、議第１号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』を議題と

します。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第１号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』説明いたします。

27ページ欄外を御覧ください。今月申請のあった案件は、新規設定32件、貸借権移転２件、所有権移転２件で、合計36件、10万4,227.12平米です。

なお、新規設定においては10アール当たり賃借料、形態、利用権の設定をする者、受ける者及び期間について、貸借権移転においては形態、利用権の移転を受ける者及び期間について、所有権移転においては売買価格、形態、所有権を移転する者、受ける者などについては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

番号ごとに順次説明します。１ページをお願いします。

新規設定です。

63番は、東大崎一丁目地内の農地３筆、1,807平米。

64番は、２ページまで続きます。東大崎一丁目地内ほかの農地14筆、１万9,526平米。

65番は、東大崎二丁目地内の農地14筆、7,391平米。

４ページをお願いします。

66番は、篭場地内の農地２筆、1,780平米。

67番は、篭場地内の農地10筆、2,769平米。

68番は、篭場地内の農地１筆、490平米。

６ページをお願いします。

69番は、篭場地内の農地２筆、1,999平米。

70番は、篭場地内の農地３筆、3,007平米。

71番は、篭場地内の農地11筆、1,454平米。

８ページをお願いします。

72番は、篭場地内の農地１筆、89平米。

73番は、篭場地内の農地２筆、2,029平米。

74番は、篭場地内の農地５筆、2,633.91平米。

75番は、10ページまで続きます。篭場地内の農地４筆、833平米。

76番は、篭場地内の農地３筆、464平米。

77番は、篭場地内の農地３筆、2,622平米。

78番は、篭場地内の農地１筆、330平米。

79番は、12ページまで続きます。篭場地内の農地４筆、4,208平米。

80番は、篭場地内の農地５筆、348平米。

81番は、16ページまで続きます。代官島地内の農地40筆、6,126平米。

82番は、代官島地内の農地14筆、2,504平米。

83番は、18ページまで続きます。代官島地内の農地８筆、1,056平米。

84番は、福島新田地内の農地１筆、3,035平米。

85番は、川通中町地内の農地１筆、471平米。

86番は、一ツ屋敷新田地内の農地１筆、4,135平米。

87番は、茅原地内の農地１筆、2,997平米。

20ページをお願いします。

88番は、大沢地内の農地１筆、1,533平米。

89番は、駒込地内の農地３筆、781平米。

90番は、飯田地内の農地２筆、5,938平米。

91番は、曲谷地内の農地１筆、731平米。

22ページをお願いします。

92番は、曲谷地内の農地１筆、742平米。

93番は、曲谷地内の農地２筆、1,784平米。

94番は、曲谷地内の農地３筆、842平米。

次に、貸借権移転です。24ページをお願いします。

95番は、駒込地内の農地10筆、1,845.21平米。

96番は、森町地内の農地１筆、1,990平米。

最後に、所有権移転です。26ページをお願いします。

97番は、代官島地内の農地５筆、4,658平米。

98番は、代官島地内の農地９筆、9,279平米。

いずれも、令和８年７月31日に県公告を予定しているものとなります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第１調査部会長から調査結果について報告願います。

部会長は、井上会長代理の隣に着席願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

最初に、第１調査部会の開催概要について報告します。

当部会は、５月25日午前９時から市役所第２庁舎２階202会議室において、桒原会長同席の下、開催しました。

開会後、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前９時22分に閉会しました。

続いて、議第１号『農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について』の調査結果を報告します。

今月意見照会のあった案件は、新規設定32件、貸借権移転２件、所有権移転２件、合計36件、10万4,227.12平米です。事務局から申請書類の審査結果の詳細説明を受け、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項に規定する全部効率利用要件、

農作業常時従事要件などの各要件を満たしていることから、原案のとおりとし、意見なしとすべきものとしました。

議第１号の調査結果の報告は以上です。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

なお、発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第１号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおりとし、意見なしと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおりとし、意見なしと決定いたしました。

議長（桒原会長）

次に、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』説明いたします。

30ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの５件、贈与によるもの１件、合計６件、3,863.63平米です。

番号ごとに順次説明いたします。28ページをお願いします。

６番は、下保内地内の農地６筆、976平米を相続で譲り受けたが、県外に住んでおり、耕作ができないため、譲渡したいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で○○○円です。また、経営面積がありませんので、補足説明しますと、営農計画書の提出があり、譲受人は退職後に同時取得する隣接の古民家に移住して畑をやりたいと思っており、農作業の経験はありませんが、専門雑誌やインターネットを見ながら、また近所付き合いを兼ねて農家の方から指導を受けながら耕作したいとのことです。

７番は、原地内の農地１筆、51平米を耕作できないため、耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で○○○円です。

８番は、駒込地内の農地１筆、390平米を耕作できないため、近隣で耕作している人に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は10アール当たり○○○円です。

９番は、高岡地内の農地１筆、304平米を相続で譲り受けたが、耕作できないため、近

隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は同時に取得する雑種地231平米と合わせて総額で○○○円です。

10番は、29ページから30ページまで続きます。北五百川地内の農地13筆、1,692.63平米を相続で譲り受けたが、耕作できないため、その農地の状況をよく知っている知人に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に売却するもので、価格は総額で○○○円です。また、経営面積がありませんので、補足説明しますと、営農計画書の提出があり、譲受人は以前から家庭菜園で野菜を栽培していましたが、農地を取得し、農業経験のある義理の母と共に自家消費分の野菜を作っていきたいとのことです。

11番は、笹岡地内の農地２筆、450平米を相続で譲り受けたが、耕作できないため、近隣で耕作している方に譲りたいという譲渡人の要望で譲受人に贈与するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

議第２号『農地法第３条第１項の規定による許可申請について』の調査結果を報告します。

今月の申請は、売買５件、贈与１件、合計６件、3,863.63平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、いずれも農地法第３条第２項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第２号の調査結果の報告は以上です。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。御質疑のある方御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第２号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（桒原会長）

次に、議第３号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第３号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』説明いたします。

31ページを御覧ください。今月の申請は１件、320.71平米です。

７番は、譲受人が所有する下須頃地内の農地１筆、317平米と併せ、隣接する農地１筆、3.71平米を贈与により取得し、貸駐車場12台分の用地として利用するもので、場所につきましては須頃保育所の西側150メートル付近で、おおむね500メートル以内に２以上の公共施設等がある区域内の農地であることから、農地区分は第３種農地と判断されます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

議第３号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』の調査結果報告をします。

今月の申請は１件、320.71平米です。事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとしました。

議第３号の調査結果の報告は以上です。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第３号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（桒原会長）

次に、議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』説明いたします。

32ページを御覧ください。今月の申請は１件、732平米です。

１番は、下保内地内の農地３筆、732平米を記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』の調査結果を報告します。

今月の申請は１件、732平米です。申請書類を審査し、担当区域委員及び事務局職員による現地調査を実施し、事務局から詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第２条第１項の「農地」に該当しないものとして、非農地として判断すべきものとしました。

議第４号の調査結果の報告は以上です。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第４号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

議長（桒原会長）

次に、議第５号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第５号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』説明いたします。

33ページを御覧ください。議案の説明の前に、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。

農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられています。

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続または遺贈により農地を取得して自ら農業を営む場合または一定の貸付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により、納付すべき相続税のうち、一定の要件の下、納税が猶予されます。

この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合は、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。

このたび、租税特別措置法第70条の６第１項の規定に基づき、農地等についての相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出がありましたので、御審議いただくものです。

今回の証明願は１件です。１番は、被相続人が令和７年７月11日に死亡され、相続人による遺産分割協議が成立したことから申請されたものです。

農地の相続面積は、田１万94平米、畑1,314平米、計１万1,408平米で、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は、田１万94平米です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

３番、山屋和徳委員。

第１調査部会長（３番山屋和徳委員）

議第５号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願について』の調査結果報告をします。

今月は、１件、１名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、相続人が相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うことが認められること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、全て農地として適正管理していることから、適格者証明は適当と判断いたしました。

議第５号の調査結果の報告は以上です。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第５号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり適格者として証明書を交付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり適格者として証明書を交付することに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から調査いただいた議案の審議は終了いたしました。

第１調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（桒原会長）

次に、議第６号『令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局（山井事務局長）

それでは、議第６号『令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会は運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットなどにより翌年度の６月30日までに公表するものです。

それでは、具体の内容について説明いたします。

34ページを御覧ください。最初に、「Ⅰ　農業委員会の状況（令和７年４月１日現在)」です。農業委員19人、推進委員18人となっています。

35ページをお願いします。

次に、「Ⅱ　最適化活動の実施状況」です。「１　最適化活動の成果目標」の「（１）農地の集積」について、「①現状及び課題」は、令和６年度末現在の数値で管内の農地面積6,510ヘクタール、集積面積は4,259ヘクタール、集積率は65.4％となっています。

「②目標」は、令和９年度までに集積率80％としております。

「③実績」は、令和７年度の新規集積面積はマイナス56ヘクタールで、累計の集積面積は4,202ヘクタール、集積率は64.7％となりました。

その下の「農業委員会の点検結果」については、担い手の減少に伴い集積面積が減少したこと、高齢化や労働不足などにより一経営体当たりの負担が大きくなり、農地集積が進んでいないこと、地域計画のブラッシュアップのため、地域での話合いを随時行う必要があることについて記載しております。

次に、「（２）遊休農地の発生防止・解消」です。

「①現状及び課題」について、借手を見つけることが難しい状況にあり、今後につい

て集積、集約化する農地と非農地化する農地を区別し、遊休農地解消に努めることを記載しております。

「②目標」は、既存遊休農地の解消で、解消目標面積は0.2ヘクタールとしております。

36ページをお願いします。

「③実績」について、令和７年度に解消された遊休農地はありませんでした。

「④その他」には、利用状況調査実施状況を記載しております。

下の「農業委員会の点検結果」について、１号遊休農地は令和３年以前から継続して発生している遊休農地のため、非農地判断を迅速に行うこと、今後も遊休農地の早期発見、解消に努めることを記載しております。

次に、「（３）新規参入の促進」です。

「①現状及び課題」について、令和４年から令和６年までの間の新規参入は６経営体でした。

「②目標」について、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を68.5ヘクタールとしました。

37ページをお願いします。

「③実績」について、農地の相続届が提出された際のあっせん希望農地や事務局等で相談を受け、所有者の同意を得た8.5ヘクタールの農地の情報をホームページ等で公表しております。

次に、「２　最適化活動の活動目標」です。

「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、月に８日としております。

「（２）活動強化月間の設定」の「①目標」は、８月から10月までの３か月間を設定しました。

「②実績」について、最適化活動の回数は活動の回数ではなく、活動した月を１回とカウントするルールになっております。昨年８月から10月の３か月間、農地の所有者や耕作者から申出のあった耕作ができない農地について、新たな耕作者の掘り起こしを行い、利用権の設定等に努めました。また、昨年８月と今年２月に、地域計画のブラッシュアップのため、農区との懇談会を実施し、合わせて５回となり、目標の設定回数を上回ることができました。

38ページをお願いします。

「（３）新規参入相談会への参加」の「①目標」及び「②実績」は記載のとおりです。

下の「目標の達成状況の評語」ですが、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としました。ただし、皆様から行っていただく最適化活動の目標が、月当たり８日に対し毎月御提出いただいております活動記録簿を基に活動実績を算出したところ、月当たり約６日となったため、「推進委員等の点検・評価結果」については、「目標に対して期待を（やや）下回る結果となった」としました。

皆様からは、農地管理の相談など農業委員会に関する様々な活動を行っていただいておりますが、活動実績の数値を適正なものとするため、ささいなことでも構いませんので、委員としての活動を活動記録簿に記載いただき、御提出くださいますようお願いい

たします。

39ページをお願いします。

次に、「Ⅲ　事務の実施状況」です。

「１　総会、部会の開催実績」は記載のとおりです。

「２　農振法第３条に基づく許可事務」は、１年間の処理件数が61件で全件許可となりました。

「３　農地転用に関する事務」は、１年間の処理件数85件で全件許可となりました。

「４　違反転用への対応」ですが、令和７年度に0.24ヘクタールの違反転用を認めましたが、この違反転用は全て解消されました。

なお、本件議第６号『令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について』につきましては、御承認をいただければホームページ等で公表する予定でございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

17番、熊倉睦委員。

17番（熊倉　睦委員）

現在活動報告は紙媒体で提出していますが、今後業務効率化のためのＤＸ推進として、スマホ等で簡単に提出できるようになると便利だと思います。

事務局（山井事務局長）

御意見ありがとうございます。以前からも同じお話を頂戴しておりました。今後前向きに検討させていただきたいと思います。

17番（熊倉　睦委員）

よろしくお願いします。

議長（桒原会長）

ほかにございませんか。

１番、坂井浩行委員。

１番（坂井浩行委員）

新規参入への誘導やその相談の件ですが、他の市町村では、小規模の個人経営のため、担い手が見つからない農家のために年に４～５回行われているマッチングフェアで農業委員会のブースを出し、農業をしたい方とマッチングする活動をしていると聞きました。三条市農業委員会としてもそれを取り入れてはいかがでしょうか。

議長（桒原会長）

検討させていただきます。

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします。議第６号につきましては、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（桒原会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

承認されましたので、ホームページで公表いたします。

議長（桒原会長）

次に、報告事項を行います。

報第１号から報第５号までの５件を一括議題とします。

報第１号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告をいただいておりますので、省略します。

次に、報第２号から報第５号までの４件について、事務局、報告願います。

事務局（山井事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言ないようですので、報告事項を終了します。

議長（桒原会長）

次に、来月の調査部会の開催案内をお願いします。

第３調査部会長、５番、小池秀一委員。

第３調査部会長（５番小池秀一委員）

来月は、第３調査部会の当番でございます。６月25日午前９時から厚生福祉会館２階第２集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

議長（桒原会長）

ありがとうございました。

また、来月の総会は30日午前９時30分開会を予定しております。

以上で総会を閉会します。

午前１０時０５分　閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長 ________________________________

議事録署名委員（　９番）________________________________

議事録署名委員（１１番）________________________________